

# 業務指示書

## アルメニア国消防機材整備計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年7月20日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年7月25日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

### 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）

### 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

- （各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）
- （ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。
- （○）以下の要件で、補強を認めます。
- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
  - 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。
- 【業務主任（総括）について】
- （○）業務主任者（総括）については補強を認めません。
- （ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

- （各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）
- （ ）外国籍人材の活用を認めます。
- （○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- （ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：消防機材調達に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（業務主任/運営維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：消防機材の運営維持管理計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アルメニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 消防計画/消防体制】

- 1) 類似業務の経験：消防計画/消防体制に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アルメニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 消防車両計画】

- 1) 類似業務の経験：消防車両計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アルメニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限： 2016年7月29日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号））に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同額滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(AMD1 = 0.23 円 , US\$1 = 110.333 円 , EUR1 = 122.6000 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。  
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/運営維持管理計画

消防計画/消防体制

消防車両計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.40 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年8月19日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

**プロポーザル評価表**  
**アルメニア国消防機材整備計画準備調査**

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 業務主任/運営維持管理計画	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
(ア) 類似業務の経験	(30.00)	(12.00)
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	12.00	5.00
ウ) 語学力	3.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	4.00	2.00
カ) 類似業務の経験	( - )	(12.00)
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	5.00
ク) 語学力	—	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( - )	( 6.00 )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 消防計画/消防体制	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 消防車両計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( - )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( - )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## **第2 業務の目的・内容に関する事項**

### **1. プロジェクトの背景**

アルメニア共和国は、中央アジア位置し、国土 2 万 9,800 平方キロメートル（日本の約 13 分の 1）、人口約 300 万人（2015 年、ともに外務省データ）の内陸国である。

アルメニアでは 1988 年のアルメニア地震をはじめ幾多の災害に見舞われていることから防災は政府の重要課題である。そのため当国政府は 2012 年に「国家防災戦略」を策定し、この中で持続的な国家の発展のためには防災システムの開発が重要であるとしている。また、「中期支出計画（2014～2016）」では、緊急時の人命救助のための消火及び救命活動の能力向上を重要課題として掲げている。

しかし、財政状況の厳しい当国政府では、消防車両・機材の更新も思うようにいかず、特に地方部における消防機材は老朽化が著しいことに加えて、適切な車両も配備されていないため火災時に十分な消火活動が行われていない。その一方で、今回対象となる 3 地域（シラク、ロリ、シュニク）は消防の出動件数が 2013 年には 1,281 件、2014 年には 1,767 件と増加傾向にある。今回の消防機材整備計画（以下、「本事業」という。）の対象地域のシラク地方にある当国第二の都市ギュムリ市は、近年都市化が進む一方で都市防災のために必要となる消防機材が整備されていない。この状況は国内第三、第四の都市であるロリ地方ヴァナゾル市や、シュニク地方カバン市においても状況は類似している。

本事業の対象地域の消防車の約 9 割は旧ソ連時代に配備され、車両製造後 30 年以上経過したものが多く耐用年数を大幅に超過している。加えて、メーカーも部品の製造を中止しているため十分な整備が出来ず、大多数の車両がエンジン、ブレーキ、油圧装置等に安全上及び機能上の欠陥を抱えている。また、旧ソ連時代は全土に画一的な車両が配備されたため、当国に特有の勾配の急な坂道や寒暖の差が大きい気候に適応した車両が配備されておらず、火災現場への迅速な到着や円滑な消火活動に重大な支障をきたしている。対象地域は当国の中でも特に標高差が大きく坂道が多いが老朽化が進んだ消防車両での登坂が困難なため、緊急時に乗用車で出動せざるを得ないケースもある。これらを踏まえ、適切な消火及び救命を行うため、悪路や急勾配も走行可能であり、高温・低温条件での使用に適した消防車両・機材等の整備が喫緊の課題となっている。過去、首都エレバンでは我が国の無償資金協力「エレバン市消防機材整備計画」（2009 年）が実施され、首都の消防体制が大きく改善したが、既述の通り地方部は依然として課題を有しており、この状況を改善するためアルメニア政府非常事態省は、当国第二～四の都市を持つ上記三地域における消防機材の更新・近代化につき、我が国に無償資金協力を要請した。

以上を踏まえ、本調査は、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な事業計画を策定し、概略設計の実施並びに概算事業費の積算を行うことを目的とする。

### **2. プロジェクトの概要（要請内容）**

#### **(1) プロジェクト目標：**

アルメニア国の大規模な対象 3 地域における消防機材を整備することを通じて、消防活動の改善により同地域の市民の生命・財産を保護し、もって同国の社会経済の安

定と持続的な経済成長に寄与することを目標とする。

(2) プロジェクトの概要：

- 1) 対象 3 地域への消防機材（車両及び装備）の調達（3,500L 水槽付 4WD 消防ポンプ車（36 台）、及び 30m 級はしご車（3 台））
- 2) コンサルティングサービス（詳細設計及び施工監理等）

(3) 対象地域（サイト）：

アルメニア国北部ロリ地方、シラク地方、南部シュニク地方。

(4) 関係官庁・機関

実施機関：非常事態省（Ministry of Emergency Situations）

### 3. 業務の目的

本業務は、無償資金協力（施設・機材等整備方式）の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、協力の効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、アルメニア政府から要請のあった「消防機材整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がアルメニア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、下記のとおり計 3 回の現地調査実施を想定する。なお、それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

第一次現地調査：プロジェクトで調達する機材を検討するための情報収集、協議を行うための現地調査。同国中央・地方政府および（消防団など）消防関係機関からの情報収集、協議を行うこと、右結果を踏まえた本プロジェクトに対する先方実施機関の意向を確認し、協力内容の妥当性を検討する。

帰国後国内作業：第一次現地調査を踏まえた取りまとめ、分析を行うとともに、第二次現地調査に必要な調査事項を取りまとめ、JICA と協議・合意する。

**第二次現地調査**：概略設計、概略事業費の積算、最終報告書案の作成等に必要な調査、協議を行うための現地調査を行う。

**帰国後国内作業**：第二次現地調査を踏まえた取りまとめ、分析、並びに概略設計、概略事業費の積算を行うとともに、第三次現地調査に必要な調査事項を取りまとめ、JICAと協議・合意する。

**第三次現地調査**：報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査を行う。

## (2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分 JICAと協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、JICAが開催する会議に出席し、内容を確認すること。

### 1) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

### 2) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

## (3) 既存資料の活用

消防機材の必要性・妥当性の検証等に当たっては過去の無償資金協力「エレバン市消防機材整備計画」の報告書など既存資料を十分活用し、調査の効率化に努めること。

## (4) 優先順位の提案

本事業の調査にあたっては、対象地域（3地方）のニーズを含めた優先順位や、はしご車導入の優先度、優先順位などを確認、提案すること。

## (5) 当該地域の火災状況、消防体制等の確認

機材計画に際し、本事業の対象地が地方部にあり気候差が激しく（-25度から40度）、山間部（約1500～2000m）である等の自然環境を考慮すること。市街地でも起伏が激しいことや水利の条件などもエレバン市とは異なることに留意する。また、当該地域の火災の特性や傾向を踏まえるとともに、関連法令、規則、消防体制（人員配置、技術レベル、予算等）ならびに消火活動の部隊体制、消火戦略も確認の上、より適切な消火体制の有り方を踏まえたうえで機材計画を行うこと

## (6) 調達機材の設計

消防車両については、その用途により機器の調達の妥当性や対象地域の維持管理体制、また対象地域に適した機材仕様となるよう留意する。主に都市火災に対応させる機材であるものの対象地には起伏の激しい山間部に位置している都市

があることや、道幅、道路と橋梁の耐久性などを考慮すること。はしご車が要請に上がっているが対象地は高層ビルが比較的少なく、山間部である地方都市であることから妥当性などを考慮すること。はしご車のはしごの伸縮の機械制御や、水平を探知するセンサー等、精密機械等の調達については現地の維持管理体制、アルメニア国及び近隣諸国の現地代理店等の状況を十分に確認すること。また、道路状況が悪い国では車両部分に早期に損傷が生じる恐れがあるため、道路状況や架装の重量も勘案すること。

2009年に実施された「エレバン市消防機材整備計画」では、課題別研修への参加が事業を実施する良い土壤づくりとして重要との教訓を得た。よって、本調査においても幹部職員の技術指導等、案件の効果を最大化するための方策を実施機関と協議のうえ、提案すること。

#### (7) 環境社会配慮

本件実施による住民移転などは発生せず、必要な土地収用もないことが確認されている。このため、基本的に本計画に係る環境社会配慮については特に問題ないと考えられる。そのため本計画については、JICA環境社会配慮ガイドラインに基づくカテゴリーをCとしている。

### 6. 業務（調査）の内容

「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施すること。

#### (1) 国内事前準備

- 1) 要請書および関連資料を解析・検討し、プロジェクトの全体像を把握する。
- 2) 事業効果測定に必要な指標を整理し、その調査方法の検討を行う。成果指標案については、プロポーザルで提案し本検討に含める。
- 3) 調査全体方針、方法及び作業計画ならびに協力計画案を検討する。
- 4) 現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記5. 調査方針及び留意事項に従って対象を絞り込んだ機材計画案をプロポーザルで提案する。
- 5) 上記1)～4) の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

#### (2) 現地調査

##### 1) インセプション・レポートの説明・協議

JICA調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

##### 2) プロジェクトの背景・経緯の確認

- 本事業が、アルメニア共和国の国家開発計画等の上位計画、重点分野について合致しているか確認を行う。その上で本事業を通じて解決しようとする事項及び要請内容についてカウンターパートと認識のすり合わせをおこなう。
- 関連する法制度（消防法、建築基準法、救助法など）の確認。

- 消防・消火に関する体制・インフラ調査。
  - 消防・防災に係る体制（消防署数、担当消防地区、通報システム）
  - 消防水利（貯水池・消火栓設置などの人工水利と河川・湖沼などの自然水利状況）
  - （山火事など）防災啓蒙活動の体制と現状
  - 防災施設・アクセス、道路・橋などのインフラの耐久性などの確認。
  - 事業所、集合住宅の消火計画、避難訓練の確認。
- 3) 類似案件（2007年度のアルメニア国「エレバン市消防機材整備計画」での調達機材活用の現況を含める）、他ドナー・機関の援助動向の調査（現状調査、教訓の抽出など）。
- 4) サイト状況調査
  - 対象地域の特性（人口、市街地面積、主要産業・施設、自然条件、道路、医療機関など）の調査
  - 災害・事故の状況（件数、原因、種類、規模など）確認
  - 対象地域の消防署インベントリー調査（業務内容、現有機材・仕様、予算、人員体制など）
  - 維持管理体制の確認（人員、体制、消防署車庫、技術レベル、点検頻度など）。
- 5) 機材計画調査
  - 全国の消防機材更新・整備計画、全体機材構成・消防署連携の確認。
  - 要請機材の優先順位、妥当性及び必要な仕様レベルの確認。
  - 現有機材と調達機材の共存バランス及び整合性の検討。
  - 要請機材の具体的利用計画の確認。
- 6) 調達計画調査
  - 国内及び第三国における輸送状況の調査。
  - 第三国を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの確認。「調達計画/積算」団員はアルメニアの現地調査の後に黒海経由ルート（ジョージア国ポチ港からの陸送）における問題点を現地訪問して調査すると共に、他に推奨されるルートがあればプロポーザルにて提案する。
  - スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制について最新調達事情の確認。
  - 第三国調達の可能性の調査
  - 調達上の留意事項のとりまとめ
  - 調達、据付に関する、日本側、先方の負担事項区分の明確化
  - 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の検討
- 7) 技術支援計画の策定

研修、ソフトコンポーネントなどの技術支援の必要性に係る検討及び提言。ソフトコンポーネント実施を提案する場合は、交代勤務である消防士への研修など現地の事情を考慮し、現地での実施かつ長期になることも考慮して検討、提言する。
- 8) 無償資金協力の妥当性、範囲及び基本構想の検討。
- 9) 協力対象機材に係る概略設計、事業計画策定、概算事業費の積算。
- 10) 協力対象機材に係る運営・維持管理費の概算、運営・維持管理上の留意事

項の提言。

11) 相手国負担事項の実施に係る提言（公租公課を含む）。

相手国負担事項（各種許可の取得等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。免税情報はアルメニア連絡事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で同事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

12) プロジェクトの効果に係る評価、課題の提示及び協力実施に係る提言。

(3) 国内解析

1) 現地調査結果概要の作成・説明

各現地調査について、結果を踏まえて帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会でこれを報告する。

2) プロジェクト内容の計画策定（概略設計）

第2次現地調査帰国後30日以内をめどに概略設計方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネントなどの概略設計方針について関係者と協議を行う。帰国報告会及び概略設計方針会議での議論も踏まえて、必要な解析・検討を行う。概略設計概要書、機材仕様書（案）及び概略事業費積算内訳書を作成する。

なお、設計・積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（補完編・別冊を含む。最新版をJICAホームページで確認のこと）に従い、設計総括表、積算総括表を作成し、JICAに対し、その内容を説明し、確認を取ることとする。最終的に確認された設計総括表、積算総括表は協力準備調査報告書に参考資料として添付することとする。また、設計精度については、入札に対応できる精度を確保する。

(4) 概略設計概要書及び機材仕様書（案）の現地説明・協議

上記国内解析の結果を取りまとめた概略設計概要書及び機材仕様書（案）を相手国政府関係者などに説明し、内容を協議・確認する（概略事業費のドラフトを含む）。特に本事業実施における運営・維持管理体制の整備など、相手国側による本事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策については十分説明・協議する。

協議の結果、概略設計概要書及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ、事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、協力準備調査報告書に反映させる。

(5) 調査報告書等の作成

相手国政府への概略設計概要書及び機材仕様書（案）の説明・協議の結果を踏まえ、最終的に協力準備調査報告書、概要資料、機材仕様書を作成する。なお、①右報告書等にはアルメニア語版（以下、亞文とする）を作成すること、②協力準備調査報告書、概要資料は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」に従った内容とする。

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(8)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書	: 和文 3 部
(2) インセプション・レポート	: 和文 8 部 : 英文 10 部 : 亞文 10 部
(3) 現地調査結果概要	: 和文 8 部
(4) 協力準備調査報告書（案）	: 和文 8 部 : 英文 10 部 : 亞文 10 部
(5) 概略事業費（無償）積算内訳書	: 和文 2 部 (※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
(6) 概要資料	: 和文 1 部及び CD-R 1 枚
(7) 協力準備調査報告書	: 和文（製本版） 8 部及び CD-R 1 枚 : 英文（製本版） 16 部及び CD-R 3 枚 : 和文（簡易製本版） 2 部及び CD-R 1 枚 : 亞文（製本版） 16 部及び CD-R 3 枚
(8) 機材仕様書	: 和文 4 部 : 英文 5 部 : 亞文 5 部
(9) デジタル画像集	: CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）
(10) 進捗報告書初版	: 英文 3 部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) については 2016 年 4 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の機材編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015 年 4 月改訂版）」を参照することとする。

注3) 協力準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### **第3 業務実施上の条件**

#### **1. 業務工程計画（案）**

2016年8月下旬より国内事前準備を開始し、同年9月中旬から第一次現地調査、2016年12月上旬に第二次現地調査、そして同年4月中旬に第三次調査（報告書案説明）を実施することを想定する。同年5月中旬に調査概要資料、同年6月中旬までに協力準備調査報告書を含む成果品を作成・提出すること。

#### **2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）**

(1) 調査人月：約 12.48 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- (a) 業務主任/運営維持管理計画（2号）
- (b) 消防計画/消防体制（3号）
- (c) 消防車両計画（3号）
- (d) 調達計画/積算

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

(3) 通訳

本調査には通訳（アルメニア語）を必ず配置すること。

また、日本から参団する通訳団員に加え、現地での通訳傭上も認める。傭上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

### **3. 配布/参考資料**

(1) 配布資料

**無償資金協力要請書**

アジア地域中央アジア・コーカサス・モンゴル防災分野情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2016年）

(2) 参考資料

以下の資料について、ウェブサイトよりPDFのダウンロードが可能

『アルメニア共和国エレバン市消防機材整備計画基本設計調査報告書（2008年）』

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/430/430/430\\_151\\_11898442.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/430/430/430_151_11898442.html)

『エレバン市消防機材整備計画事後評価報告書（2013年）』

[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=&schemes=3&evalType=4&start\\_from=2013&start\\_to=2013&list=search](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=&schemes=3&evalType=4&start_from=2013&start_to=2013&list=search)

### **4. JICAの参加団員の構成と現地調査行程（案）**

(1) 第一回現地調査

1) 団員構成：総括  
計画管理

2) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本プロジェクトのスコープを検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二回現地調査

1) 団員構成：総括

　　計画管理

2) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本プロジェクトの事業計画、機材内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(3) 第三回現地調査（報告書案説明）

1) 団員構成：総括

　　計画管理

2) 目的：

協力準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. その他の留意事項

(1) 実施設計に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画につき明確に記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式を準用した表を添付すること。

(2) 現地調査に関し、業務主任及び通訳は総括団員滞在中、原則として総括団員の調査に同行するが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を検討すること。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAと十分な情報共有を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るように留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談すること。

(5) 本業務においては年度に跨る契約（複数年度契約）を締結する。年度を跨る現地作業及び国内作業がある場合も継続して実施することができる。経費の支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

